



地政第 32 号  
令和 3 年 7 月 14 日

小田原市市民活動推進委員会委員長 様

小田原市長 守屋輝彦



市民活動団体の多様な主体との連携の促進について（諮問）

小田原市市民活動推進条例（平成 15 年小田原市条例第 1 号）第 13 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 市民活動団体の多様な主体との連携の促進について
- 2 諮問理由 本市では、「世界が憧れるまち“小田原”」を目指して、第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」の計画期間を 1 年前倒しし、現在、令和 4 年度から開始する新たな総合計画の策定作業を行っているところですが、今後も引き続き、市民の力をまちづくりに生かすために、市民活動を推進していく考えです。

そのためには、第 9 期市民活動推進委員会答申において求められたように、市及びおだわら市民交流センター UMECO による市民活動団体への幅広い支援を継続するとともに、社会状況の変化を捉えながら、支援のあり方を検討する必要があります。

また、昨今では、SDGs のような社会規範や価値観を背景として、市民活動団体に加え、企業、学校、自治会等を中心とする多様な主体の活動や、若者や女性といった層の参加が期待されており、市民活動の場で新たな連携が広がれば、地域課題の解決が促進される可能性があります。

そこで、市民活動団体への各種支援や多様な主体のネットワークづくりといった視点から、既存の制度に関する検討も含め、市民活動団体の多様な主体との連携の促進について意見を求めるものです。

（地域政策課市民活動推進係）